

## 新千里東町地域自治協議会第11回理事会議案書

日時：3月18日(日)10:00～ 場所：東町会館2階集会室

### 議案

1. 2016年度第10回理事会議事録の確認
2. 委員会の活動報告
  - ・環境委員会（3月4日開催）
  - ・近隣センター対策委員会（3月11日開催）
  - ・防災委員会（3月4日開催）
3. キャンドルロード実行委員会（次年度事業計画案、予算案）
4. 規約と内規についての確認
5. 次年度事業計画案、予算案
6. 総会資料の確認
7. その他
  - （1）2017年度理事、代議員、各委員選出のお願い
  - （2）団体よりの報告
  - （3）その他

**第12回理事会日程 4月16日(日) 10:00～12:00 東町会館2階集会室**

#### 理事会出席者へのお願い

1. 理事自身をご出席頂けない場合は、必ず代理者の出席をお願い致します。
2. この理事会での議論の内容を貴団体内関係者に周知頂くとともに、次回理事会議案の内、関わりのある案件については、貴団体内で話し合いの上ご出席ください。
3. 理事会等の会議は情報公開を基本としております。東町に関係のある人であれば、理事以外のどなたでも理事会等にオブザーバーとして出席頂くことができます。貴団体内で協議会活動に関心のある方に出席をお勧めください。
4. 理事会等で議論した内容は、奇数月発行の広報紙「ひがしおか」、協議会専用ホームページ (<http://www.e-kyogikai.com/>) に掲載しますので、ご利用をお奨めください。

# 第 10 回新千里東町地域自治協議会理事会議事録

日時 : 2017 年 2 月 19 日 (日) 10 時~12 時 30 分

場所 : 東町会館 2 階集会室

出席者

\*役員 : 小川会長、尾上・前園両副会長、勝久・中須両会計

\*理事 : 総数 17 名中、出席者 15 名 (上記役員 5 名を含む)

馬場・佐藤・高橋・花田・中西・古橋・黒川(以上自治会)

寺村・福岡・原・清水・千菊(以上諸団体)

\*監事 : 欠席 : 植田、藤谷

\*事務局 : 伏原事務局長・玉富

\*オブザーバー : 山田 (防災委員会)、倉垣 (広報委員会)・岩佐、中井 (豊中市)

## 議事

### 1. 前回理事会議事録の確認

第 9 回理事会議事録について説明があり、特段の意見なく了承されました。

### 2. 委員会の活動報告

#### 1) 環境委員会

次年度の事業計画と予算について協議し、まち歩きを 6 月に、長谷池の藻の清掃を 11 月に行う予定との報告がありました。また、市と協議を進めてきたもみじ橋通りの土留め工事とベンチの設置について、2 月 16 日から工事が開始され、3 月末に完了予定との報告がありました。

てによこ広場の活用法のアンケートは、理事会を通じて各団体にアンケートを実施済みなので、ひがしおかでのアンケートは不要との結論になりました。

#### 2) 近隣センター移転計画対策委員会

新地区会館のレイアウトや設備等について市と協議を進めています。今後、委員会が提案したレイアウト案を踏まえて、市から 2 案を提示してもらいます。

内装面の詳細に関しては、夏頃を目途に具体化させます。

#### 3) キャンドルロード実行委員会

1 月 22 日に反省会を行い、収支報告 (見込み) をはじめ、開催時期、より多くの参加を呼びかけるための情報発信のあり方などについて意見交換したとの報告がなされました。今後千里キャンドルと開催時期等の調整も行っていきます。

#### 4) 防災委員会

次年度の事業計画と予算について協議し、定例会議の開催日程を変更することや防災訓練を 11 月に行うことなどを検討。

防災マニュアルの作成について、理事会役員から説明を受け意見交換したとの報告がありました。防災マニュアルの発行に関して、年度内での発行は無理であるかもしれないが、発行する限りは、きちんとした内容のものを作成すべきとの見解が示されました。

現在編集途中の「防災マニュアル(案)」を提示したところ、この方向性でいいと合意を得ました。

また、防災委員会より提示された備蓄品の内容が違っている事に関し、後日役員にてきちんと棚卸して内容を整理する事となりました。

今年度購入の防災備蓄品に関して、必要な物は購入したが、トイレトーパーなど、かさばる物については、東丘小学校体育館地下倉庫の空きスペースに余裕がないので、現段階購入を見送っている、整理がつき次第いつでも購入するとの報告がありました。

防災備蓄品の消費期限が報告と違っていたので、防災訓練の計画案(2Lの水300本を使う)と次年度備蓄品購入予算について見直すことを依頼しました。

### 3. 規約改正について

5月の定期総会に規約改正を提案します。主な改正内容は次のとおりです。

- ・協議会役員の担い手や事務の継続性を確保するため、公募理事の定数を現行の2人から5人に増やします。
- ・規約の細則として、公募理事から役員になった人が役員として再任される場合、改めて公募の手続きを経なくても良いこと、また、公募代議員及び公募理事については、理事会での承認により選出することを規定します。
- ・協議会の役員として新たに、定例理事会及び総会の議事録を作成する役割を担う「書記」を置きます。
- ・事務局長は会長が指名し、理事会の承認を受けて選任すること、また、事務局の役割として、役員及び委員長の指示のもと理事会・委員会の活動を補佐することを明記します。
- ・規約別表の団体名について、名称の誤りなどを修正します。

以上について、理事会にて承認されました。

### 4. 協議会委員会体制について

次年度の組織体制について、まちづくり計画策定委員会から環境委員会等が派生して活動していることから、同委員会は廃止し、残された課題は理事会に引き継ぐこととします。また、芝生委員会及びコミュニティルーム運営委員会は、独立した運営と活動を行っている事から、協議会から独立した委員会に移行させる事で理事会の承認を得ました。

### 5. その他

- 1) 「てによこ広場」の活用策について意見を募りましたが、現状どおりという意見が多かったとの報告がありました。
- 2) 新春交歓会について、各理事にアンケートを実施しました。
- 3) 大阪府広域水道企業団から、千里体育館前の水道工事について、3月17日終了予定でしたが、進捗の遅れにより6月30日まで延期すると通知がありました。

以上

第 11 回理事会日程 3月18日(土) 10:00~12:00 東町会館2階集会室

理事会出席者へのお願い

1. 理事自身をご出席頂けない場合は、必ず代理者の出席をお願い致します。
2. この理事会での議論の内容を貴団体内関係者に周知頂くとともに、次回理事会議案の内、関わりのある案件については、貴団体内で話し合いの上ご出席ください。
3. 理事会等の会議は情報公開を基本としております。東町に関係のある人であれば、理事以外のどなたでも理事会等にオブザーバーとして出席頂くことができます。貴団体内で協議会活動に関心のある方に出席をお勧めください。
4. 理事会等で議論した内容は、奇数月発行の広報紙「ひがしおか」、協議会専用ホームページ (<http://www.e-kyogikai.com/>) に掲載しますので、ご利用をお奨めください。

# 2017年3月度環境委員会議事録

1. 日時 : 2017年3月4日(土) 19:00~20:25
2. 場所 : 東町会館 1階集会室
3. 出席者 : 阿部(公募)・小川・勝久・中須・尾上・馬場(以上協議会理事・役員)  
伏原(事務局長)  
大和・森本(桜ヶ丘)・藤田(ジオ)・福岡正輝(UR)・河井(3-3)  
田中(シティハウス)・平岡(グランドメゾン)  
武藤(福祉)・井上(防犯)・太田(街角広場)  
石丸(公募)・和田(公募)  
欠席 : 福岡鈴子(UR)・千菊(P T A)・谷本(ローレル)

## 4. 報告・確認事項

- (1) 府道吹田箕面線の道路美化活動(清掃作業)の報告があり、  
参加の協力をお願いし、以下の内容を確認した。

実施日 : 2017年3月5日(日) 10時~11時  
集合場所 : 千里体育館前(中央公園)  
解散 : 榎ノ木公園

(毎年同時期に開催しているが今回お知らせが遅かった為、周知期間不足であった。  
池田土木事務所にお知らせを早くして欲しいと要望することとした。)

- (2) 千里体育館前水道工事の延期期間を報告があり、期日の確認をした。  
2017年3月の予定を2017年6月末迄延期

- (3) もみじ橋通り・各種工事について以下の工事内容と進捗状況を確認した。

- 1) 土留め木柵の補修工事
- 2) 長ベンチ設置(足元は透水性AS舗装)
- 3) パーゴラ(休憩所)手摺り取り付け
- 4) パーゴラ脇(旧スツール)へ手摺り取り付け

- (4) メゾン千里(D3棟)竹と雑草の剪定について

千里竹の会管理区域の為、剪定方法については同会に任せるとの報告があった。

- (5) 桜ヶ丘南側の竹と雑草の剪定について

公園みどり推進課職員及び協議会役員並びに桜ヶ丘関係者立ち合いにて、剪定方法を確認したとの報告を共有した。

- (6) 千里中央公園について

以前の委員会にて千里中央公園の活用について問題提議があり議案とした。

以下の問題点を確認した。

- ・トイレの老朽化
- ・三叉路付近のトイレに目隠し用の衝立がある方が好ましい。
- ・バーベキューコーナー横のトイレが和式しか無く、区画も狭い。

- ・バーベキューコーナーの申し込みが現状不便だ。
- ・池周りの草木の剪定を定期的に行わないと、見通しが悪く野鳥観察もできない。
- ・野鳥観察スペースに踏み台がある方が好ましい。
- ・ベンチの数が少ない。
- ・展望台の改修

(7) その他（各委員からの問題提起）

スーパー防犯灯の老朽化に伴い管轄の所管より半数撤去の方向であるとの報告があったが、詳しい説明は後日直接説明に来られるとの報告があった。

5. 協議事項

(1) 次年度事業計画案について協議し、以下の内容と日程を決議した。

- 1) まち歩きの開催日 6月10日 13時～
- 2) 長谷池の藻の清掃日 11月18日 10時～
- 3) 竹の会への師事メンバーを引き続き募集し、東町公園内の混成林整備についての事業を前進させることを確認した。（豊中市と2019年度自主管理協定締結が目標）

(2) 次期予算案について協議し、以下の内容で決議した。

交通費	1万円
備品費（樹木及び雑草除去工具）	1万円
印刷費（配布資料及び広報資料予算）	2万円
食糧費（アダプト、長谷池清掃等お茶）	1万円
消耗品費（紙コップなど）	500円

(3) テニ横広場活用について（継続審議案件）

- 1) PTAを通じてアンケート実施検討したが、可能であれば4月か5月の早い時期に実施してもらうよう依頼する事を決議した。
- 2) 協議会アンケートの報告があった。
  - ・5団体より現状維持との回答
  - ・1団体より低年齢層向けの小型遊具を設置して欲しいとの回答
  - ・1団体より斜面地を活用しての滑り台を設置して欲しいとの回答
  - ・1団体より児童公園にしてほしいとの回答

(4) 東町公園物置の使用について

1団体のみ独占使用の状況は問題であるとの意見があった。

(5) 次回開催日を確認した。

- ・次回委員会開催日時 東町会館 1階集会所  
6月3日（土）19時より開催予定

以上

# 近隣センター移転計画対策委員会議事録

1. 日時 : 2017年3月11日(土) 19:00~20:30
2. 場所 : 東町会館1階集会室
3. 出席者 : 小川(委員長)・清水(副委員長)・原(福社会長)・勝久石丸(分館)・藤田(GM)・中村(桜ヶ丘)、福岡正(UR)太田、西田(街角広場)

オブザーバー : 山田寿(福祉)

豊中市

武川、坪井(千里ニュータウン再生推進課)

中井(資産管理課)

欠席 : 山地(防犯)

## 1. 今後の予定の説明

会議冒頭、豊中市より今後の予定の説明がなされました。

- ・近隣センター : 平成30年4月 大阪府に事業認可申請を行い、12月に工事着工。
- ・新地区会館 : 平成32年夏~秋にかけて着工。平成33年夏~秋に竣工。

## 2. 新地区会館(300㎡)のレイアウトの検討

\*東町側が必要とする事、希望する事をもとに、豊中市が計画図を2種作成。

(添付資料①と②)

この計画図を元に、各委員により自由な議論を行いました。

## 3. 具体化した内容

- ・男女別トイレ、多目的トイレ : 以上3種の設置。
- ・北側を玄関ホールとする事。
- ・オープンカフェ的スペースと調理室を対面カウンターとする。

## 4. 今後の検討課題

- ・北側オープンスペースと集会所の一体活用方法
- ・上履きとするか、土足とするか。

## 5. その他

- ・市の施設については、その時のニーズに合わせて検討するとの事。
- ・郵便局は必要との意見で一致。

次回、再度調整した計画図を元に、細部の調整に入ります。

豊中市によりパソコンソフトで作成した簡単な立体グラフィックも提示される予定です。

### 次回委員会

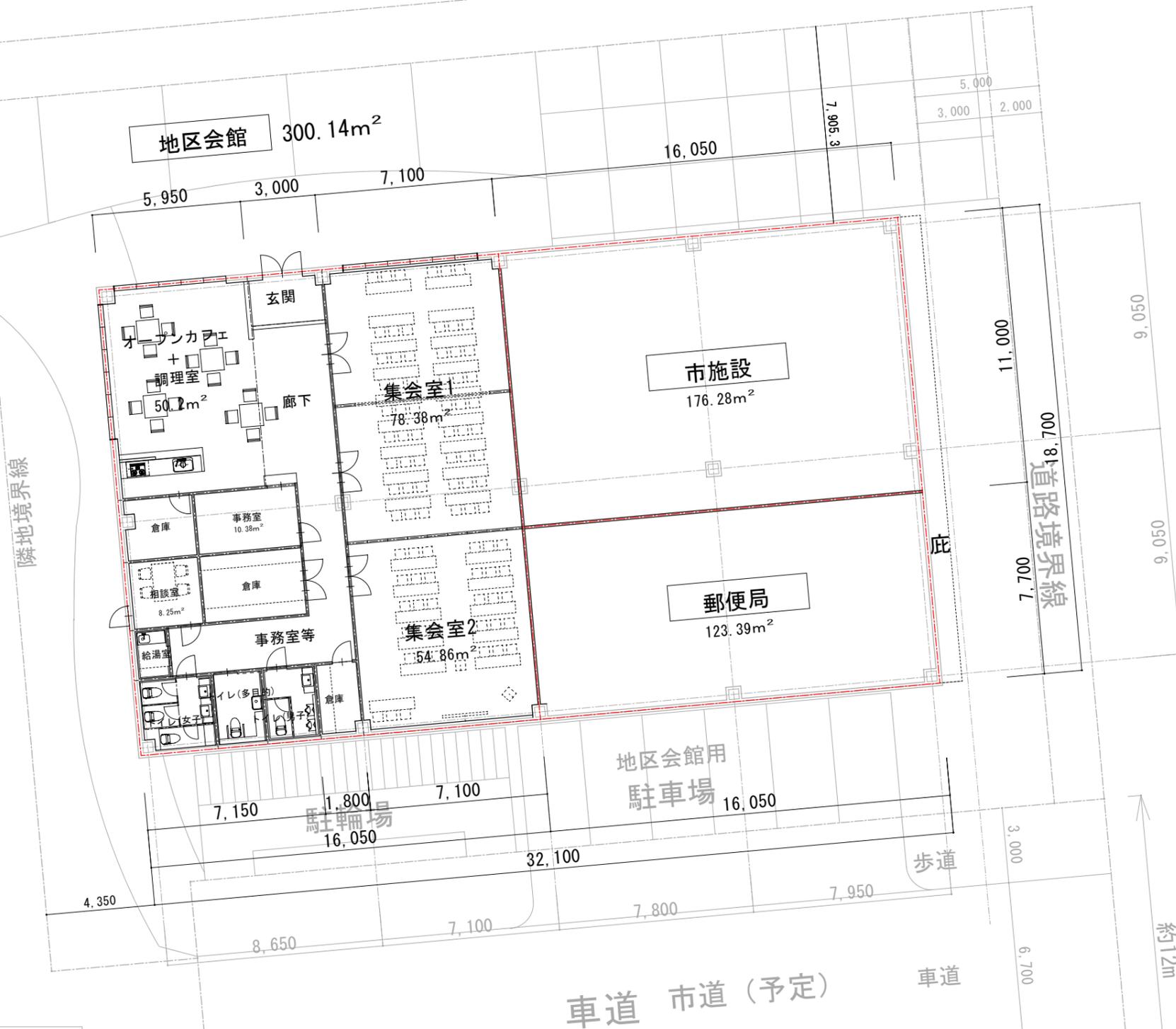
日時：4月15日（土）19時～

場所：東町会館1階集会室

以上

道路境界線

道路境界線

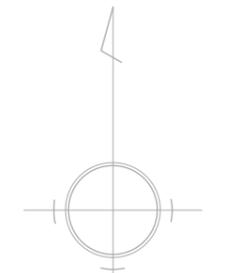


地区会館等 : 600.27m<sup>2</sup>

地区会館等	
建物	600.00m <sup>2</sup>
敷地	1,308.14m <sup>2</sup>
建ぺい	45.86%
容積残	=1,308.14*2-600-移転1962.20=54.08m <sup>2</sup>

\* 部屋のゾーニングはイメージです。利用目的により家具・備品サイズが異なり、変更となる可能性があります。

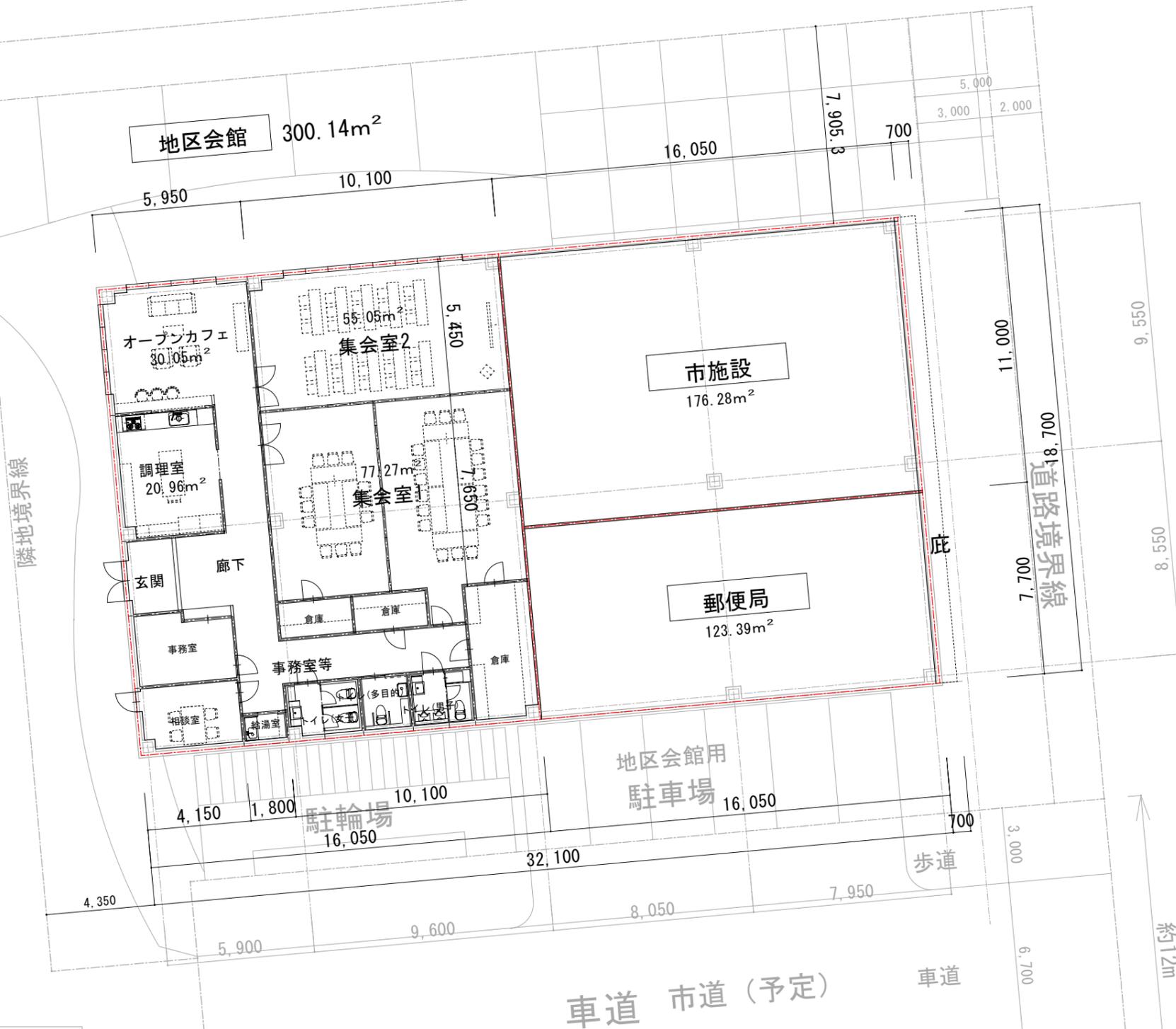
\* 構造の詳細設計により柱割が変更となる可能性があります。



新現況図より  
(世界測地系)

道路境界線

道路境界線

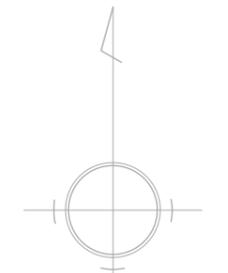


地区会館等 : 600.27m<sup>2</sup>

地区会館等	
建物	600.00m <sup>2</sup>
敷地	1,308.14m <sup>2</sup>
建ぺい	45.86%
容積残	=1,308.14*2-600-移転1962.20=54.08m <sup>2</sup>

\* 部屋のゾーニングはイメージです。利用目的により家具・備品サイズが異なり、変更となる可能性があります。

\* 構造の詳細設計により柱割が変更となる可能性があります。

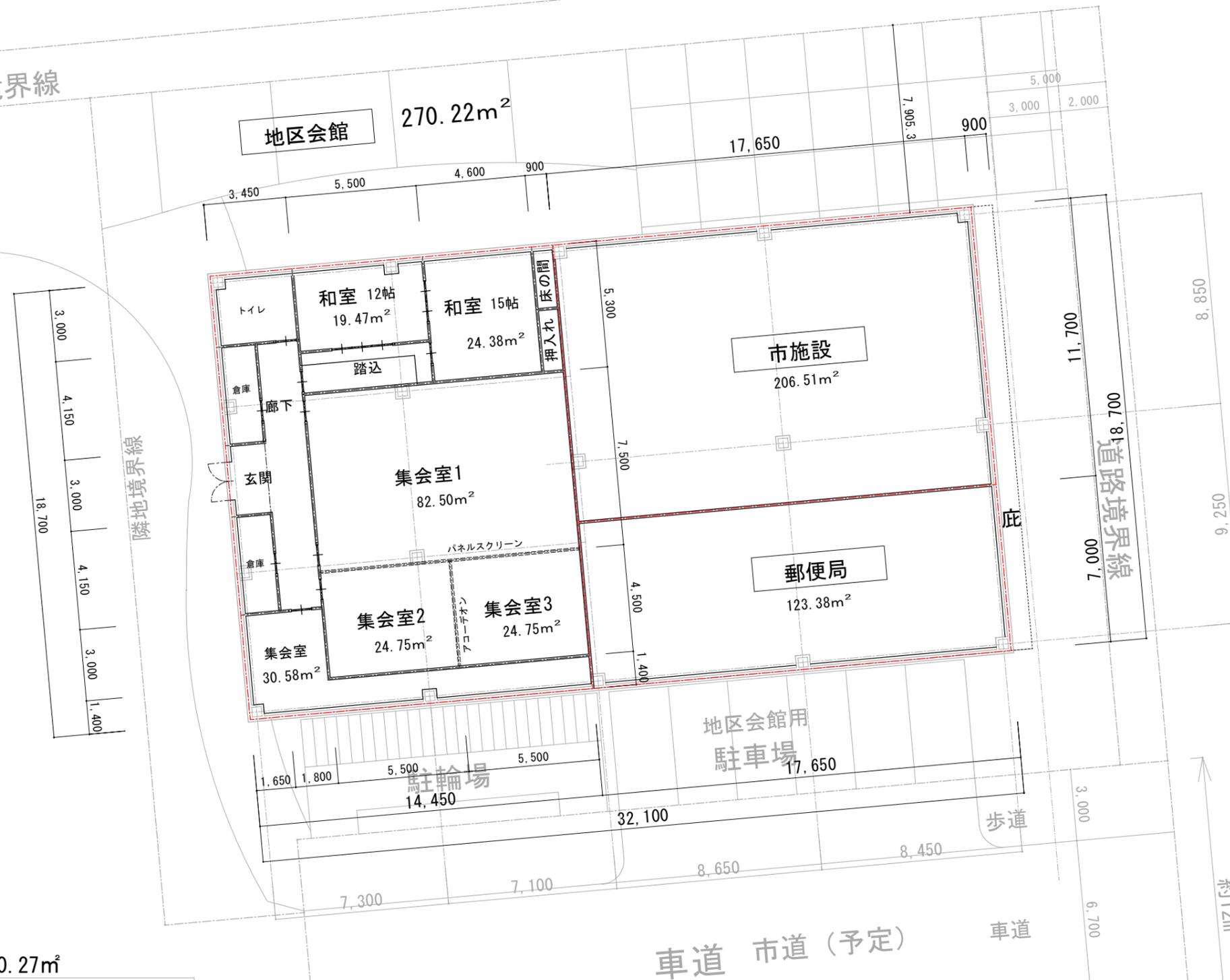


新現況図より  
(世界測地系)

現在の地区会館の各部屋を配置

\* 外郭形状が異なるため調整要

道路境界線



道路境界線

隣地境界線

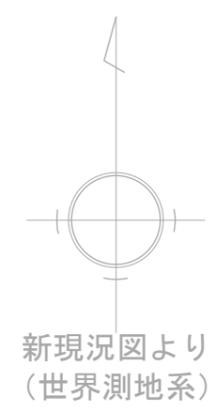
道路境界線

地区会館等 : 600.27m<sup>2</sup>

地区会館等	
建物	600.00m <sup>2</sup>
敷地	1,308.14m <sup>2</sup>
建ぺい	45.86%
容積残	=1,308.14*2-600-移転1962.20=54.08m <sup>2</sup>

\* 部屋のゾーニングはイメージです。利用目的により家具・備品サイズが異なり、変更となる可能性があります。

\* 構造の詳細設計により柱割が変更となる可能性があります。



# 2016 年度第 3 回キャンドルロード実行委員会議事録

1. 日時 : 2017 年 2 月 12 日 (日) 13 : 00~14 : 20
2. 場所 : 交流室
3. 出席者 : 小川 (委員長)、黒川・前園 (副委員長)  
勝久 (会計)、伏原 (事務局長)、川上 (本部担当)

## 協議事項

### 1. 次年度事業計画案

#### A. キャンドルロードイベント開催日

2016 年度開催の 11 月末では、落ち葉が多いこと、強風の影響があるので、11 月頭での開催が望ましいとの改善事項がありました。

千里キャンドル代表に確認を取ったところ、先方は 2017 年 11 月 4 日 (土) が第一希望日、11 月 11 日 (土) が第二希望であったが、11 月 4 日 (土) が三連休の真ん中にあたるので、東町としては 10 月 28 日 (土) を第一希望日、11 月 11 日 (土) を第二希望として今後調整を進めていく事を確認しました。

\* 三連休の真ん中だと本部スタッフをはじめ、参加者全員がプライベートの予定を組みにくい上に、翌日の清掃作業にも影響が出るため外しました。

分館のふれあい文化祭の日程も確認が必要との意見で一致しました。

#### B. 開催規模

今年度並みの規模という事では一致しておりますが、こぼれび方面の人手、当日ボランティア不足を解消するために、テニスコート横のスペース (今年度 UR が担当したブース) を起点とし、参加状況によっては西側に拡大してもいいのではないかとこの事で合意しました。

近隣センター周辺、小学校前通り、もみじ橋通りは今年度の同じ場所で開催します。

\* こぼれび通りの沿道に関しても、千里キャンドルとの調整を得る事としました。

## C. 安全対策など

マニュアルの効果もあり、消灯後のルールも徹底されてきましたが、引き続き子供たちが火の着いた口ウソクを持ったまま沿道を歩く姿が安全上懸念されております。

綺麗、楽しいイベントというばかりではなく、地域全体で楽しむイベントの中にも「火は危ない」「安全第一」という教育的見地を盛り込んだ方がいいという意見が多数を占めました。

消防署の協力（火の扱い、消火作業の講習）やボーイスカウト、ガールスカウトなどの協力も得て、子供が子供を教えるというスタイルがあってもいいのではないかという意見もありました。

出席者全員の賛同を得られましたので、その方向で事業計画を練る事としました。

## D. その他

フォトコンテストや当日お絵描きなど、色々なスタイルで参加できる事をもっと周知していく事としました。

- ・直前の全体説明会とは別に、早い段階で事前説明会を行い、その時点で正式に参加を募ってもいいとの提言がありましたので、次年度より、そのスタイルを取り入れる事としました。

## 2. 次年度予算計画案

\*別紙の通りの予算案を立てました。

**以上の事業・予算計画案を理事会にて審議し、承認を経て総会に付議する事としました。**

以上

## 2017東町キャンドルロード予算案(修正)

2016年12月10日

### <収入の部>

(単位：円)

科目	本年度予算額	決算額	対前年	前年度決算額	備考
協議会自己資金	270,000	184,938	△ 5,780	190,718	
キャンドルロード収入	30,000	28,108	9,708	18,400	模擬店売上
協賛金収入	50,000	100,000	100,000	0	企業協賛金
合計	350,000	313,046	103,928	209,118	

### <支出の部>

科目	予算額	決算額	対前年	前年度決算額	備考
旅費交通費	15,000	10,340	8,740	1,600	行政手続き、保健所、IKEAティーライト購入交通費
消耗品費	260,000	230,968	64,499	166,469	紙コップ、ティーライト、砂、絵具など
保険料	5,000	4,000	1,340	2,660	イベント保険
備品費	30,000	39,380	4,503	34,877	ケーキオブジェ材料費、照明器具など
印刷費	35,000	24,358	21,098	3,260	プリントパックA4ビラ印刷（2種）、A2ポスター
通信費	1,000	0	-252	252	資料等の送付
手数料	4,000	4,000	4,000	0	大阪府証紙売渡証明書
合計額	350,000	313,046	103,928	209,118	

**新千里東町地域自治協議会 2017年度（平成29年度）予算(案)**  
**（2017年4月1日～2018年3月31日）**

**仮決算額は2017年3月10日現在**

<収入の部>

I. 一般会計（単位；円）

大科目	中科目	小科目	本年度予算額	内訳		前年度仮決 算額	内訳		備考（2017年度）
				自主財源	市交付金		自主財源	市交付金	
1. 負担金収入			230,000	230,000	0	281,200	281,200	0	
	(1)自治会負担金		230,000	230,000	0	281,200	281,200	0	
		①自治会負担金収入	230,000	230,000	0	281,200	281,200	0	@100×2,300世帯
2. 事業収入			220,000	220,000	0	193,108	193,108	0	
	(1)新春交歓会収入		140,000	140,000	0	65,000	65,000	0	
		①参加費収入	140,000	140,000	0	65,000	65,000	0	@2,000×70人
	(2)キャンドルロード収入		80,000	80,000	0	128,108	128,108	0	
		①模擬店収入	30,000	30,000	0	28,108	28,108	0	模擬店売上
		②企業協賛	50,000	50,000	0	100,000	100,000	0	企業協賛
3. 補助金収入			2,264,840	0	2,264,840	1,335,059	0	1,335,059	
	(1)市交付金収入		2,264,840	0	2,264,840	1,335,059	0	1,335,059	
		①地域自治交付金	2,264,840	0	2,264,840	1,335,059	0	1,335,059	地域自治組織活動交付金
4. 寄附金収入			0	0	0	0	0	0	
	(1)寄附金収入		0	0	0	0	0	0	
		①寄附金収入	0	0	0	0	0	0	
5. その他収入			23,000	23,000	0	22,893	22,893	0	
	(1)受取利息		1,000	1,000	0	237	237	0	
		①預金利息	1,000	1,000	0	237	237	0	
	(2)雑収入		22,000	22,000	0	22,656	22,656	0	
		①共同募金返戻金	22,000	22,000	0	22,656	22,656	0	
当期収入合計（A）			2,737,840	473,000	2,264,840	1,832,260	497,201	1,335,059	当年度の収入
前期繰越収支差額			1,283,192	1,283,192	0	1,089,467	1,089,467	0	前年度からの繰越金
収入合計（B）			4,021,032	1,756,192	2,264,840	2,921,727	1,586,668	1,335,059	

Ⅱ. 東町夏まつり特別会計 (単位; 円)

大科目	中科目	小科目	本年度予算額	内訳		前年度仮決 算額	内訳		備考 (2017年度)
				自主財源	市交付金		自主財源	市交付金	
1. 事業収入			1,321,000	1,361,000	0	1,564,849	1,564,849	0	
	(1)夏祭り盆踊り大会収入		1,321,000	1,361,000	0	1,564,849	1,564,849	0	
		①自治会負担金収入	460,000	500,000	0	554,600	554,600	0	@200×2,300世帯
		②協賛金収入	100,000	100,000	0	253,000	253,000	0	商店会、企業等からの協賛金
		③事業収入	760,000	760,000	0	757,200	757,200	0	模擬店の収益 (協議会出店分)
		④雑収入	1,000	1,000	0	49	49	0	預金利息
	当期収入合計 (D)		1,321,000	1,361,000	0	1,564,849	1,564,849	0	当年度の収入
	前期繰越収支差額		850,215	850,215	0	539,182	539,182	0	前年度からの繰越金
	収入合計 (E)		2,171,215	2,211,215	0	2,104,031	2,104,031	0	

Ⅲ. 東町会館管理運営特別会計 (単位; 円)

大科目	中科目	小科目	本年度予算額	内訳		前年度仮決 算額	内訳		備考 (2017年度)
				自主財源	市交付金		自主財源	市交付金	
1. 事業収入									
	(1)東町会館運営事業収入								
		①貸室使用料収入							
2. その他収入									
	(1)受取利息								
		①預金利息							預金利息
	当期収入合計 (D)								当年度の収入
	前期繰越収支差額								前年度からの繰越金
	収入合計 (E)								

# 新千里東町地域自治協議会規約

## 第一章 総則

### (目的)

第1条 地域住民がお互いに協力し交流を図りながら、地域に住まうすべての人々が安全安心に暮らしていけるよう、さまざまな課題について話し合い、解決に向けた取り組みを進め、「住んでみたい、住んでよかった、これからも住み続けたい東町」の実現をめざす。

### (名称)

第2条 本会は、新千里東町地域自治協議会（以下「協議会」という。）という。

### (事務所の位置)

第3条 協議会の事務所は豊中市立東丘小学校内コミュニティルーム（豊中市新千里東町3-1-1）に置く。

### (対象領域)

第4条 協議会の対象領域は豊中市立東丘小学校区内とする。

### (取組)

第5条 協議会は第1条の目的を達成するため、次に掲げる取組みを行う。

- (1) 地域の課題の把握や情報の発信
- (2) 地域の課題解決に向けての協議及び事業の実施
- (3) 「地域づくり計画」の策定及びそれに基づく事業の実施
- (4) その他組織の目的達成のために必要な活動

2 協議会は第7条に定める協議会メンバーが、組織の運営及び活動に参加しないことを理由として、不利益な取り扱いはしないものとする。

### (活動の制限)

第6条 協議会は宗教活動、政治活動、および営利活動は行わない。ただし、協議会のメンバーの利益収受を伴わない協議会自身による営利活動を行うときは、第14条に定める総会の議決を得るものとする。

## 第二章 協議会メンバー

### (協議会メンバー)

第7条 協議会メンバーは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協議会の区域内に居住する全ての者
- (2) 次に掲げるもののうち、協議会への参加を希望し、第25条に定める理事会が承認したもの
  - (ア) 区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - (イ) 区域内で活動する個人及び法人その他の団体

- (ウ) 区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (エ) 区域内に存する学校等に在学等する者
- (3) 前号の規定にかかわらず、暴力団及び暴力団若しくはその構成員の統制下にあるもの、並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその統制下にあるものは協議会メンバーとなることができない

### 第三章 役員および相談役

#### (役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 監事 2名以上
- (5) 書記 2名

#### (役員を選任)

第9条 会長、副会長及び会計は第26条に定める理事の中から選任し、総会での承認を経て決定する。

2 監事は前年度以前の理事の中から選任し、総会での承認を経て決定する。

#### (役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計事務を行う。
- (4) 監事は、協議会の会計、資産及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告をする。
- (5) 書記は、総会、及び定例理事会の議事録を作成する。

#### (役員任期)

第11条 役員任期は、1年とする。ただし、最長4年まで再任できる。

2 役員の中で欠員が生じたときには、第9条及び第17条の定めるところに拘わらず第25条に定める理事会の承認により役員補充を行うことができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

#### (相談役)

第12条 協議会は役員とは別に相談役をおくことができる。

- 2 相談役は理事会の承認を経て決定する。
- 3 相談役は理事会に出席して、役員および理事の相談に応じる。

### 第四章 会議

(会議)

第13条 協議会の会議は、総会、理事会、委員会とする。

2 会議は、原則全て公開とし、協議会メンバーは傍聴できる。ただし、それぞれの会議を代表する者が認めた場合は協議会メンバー以外の者も傍聴できる。

## 第五章 総会

(総会)

第14条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

(総会の種別)

第15条 総会は、定期総会と臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第16条 総会は、代議員をもって構成する。

2 代議員は60名までとし、総会にて承認の別表に掲げる各団体を代表する者と公募により選ばれた住民にて構成し、任期は1年とする。ただし、最長4年まで再任できる。

3 公募住民の定数は10名までとし、定数を超えた応募があった場合は抽選とする。

(総会の権能)

第17条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算案
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 「地域づくり計画」の策定や見直し
- (4) 規約の改正
- (5) 総会で提案された事項
- (6) 役員を選任と解任
- (7) その他協議会の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第18条 定期総会は、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

(総会の招集)

第19条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、少なくとも会議を開く1週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、代議員に通知を発しなければならない。また、所定の場所に掲示しなければならない。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、その総会に出席している代議員の中から互選により選出する。

(総会の定足数)

第21条 総会は、代議員の過半数の出席をもって成立する。

(総会の議事及び議決)

第22条 総会においては第19条第2項によりあらかじめ通知した事項のみ、決議することができる。

- 2 総会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第23条 やむをえない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、議長又は他の代議員を代理人とし、委任状により表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第21条、第22条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 代議員総数及び出席代議員数（委任状による委任者数を含む）
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第六章 理事会

(理事会)

第25条 協議会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するため、理事会を設置する。

(理事会の構成)

第26条 理事会は次の理事をもって構成する。理事は、公募選出の住民、総会にて承認の別表に定める各種団体を代表する者とし、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 公募選出の理事は、委員会に所属し、活動する者でなければならない。その定数は、代議員の中から希望する者5名以内とし、希望する者が定数を超えた場合は抽選とする。

(理事会の権能)

第27条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で承認を得た事業計画に基づく事業の実施に関する事項
- (3) 委員会及び協議会自身による事業体の設置に関する事項
- (4) 規約に定める事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

(理事会の議長)

第29条 理事会の議長は、会長が務める。ただし、会長に事故があり出席出来ない場合、会長が指名する副会長が代理できるものとする。

(理事以外の出席)

第30条 会長が必要と認めるときは、理事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

- 2 新年度の理事候補者は、毎年4月1日以降、定期総会開催までに開催される理事会に出席するものとする
- 3 理事が理事会に出席出来ない場合、理事が当該団体を代表する他の者を代理人と認め、当該代理人が出席したときは、理事と同等の権利を有して出席するものとする。

(理事会の定足数)

第31条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議決)

第32条 理事会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は出席理事の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第33条 理事会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席理事数
- (3) 出席理事氏名
- (4) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

## 第七章 委員会

(委員会)

第34条 事業計画に基づく事業を実施するため、必要な委員会を理事会の承認の上、設置することができる。委員会については、理事会にて担当理事を決めるものとする。

る。

(委員会の構成)

第35条 委員会は、公募に応じた住民及び区域内の各種団体等から選出された者をもって構成し、その中から互選により、それぞれ委員長1名を選出し、必要あれば、委員会の運営に必要な役職を選出することができる。

(委員会の報告)

第36条 委員長は、理事会に対し、事業の執行状況を報告する。

(委員会の招集)

第37条 委員会は、委員長が招集する。

## 第八章 事務局

(事務局)

第38条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する事が出来る。

2 事務局には、事務局長を置く。

3 事務局長は、会長が指名し、理事会で承認を行う。

4 事務局は役員、委員長の指示のもと、理事会・委員会の活動を補佐する。

## 第九章 経費、資産及び会計

(収入の構成)

第39条 本会の収入は次の各号に定めるものとする。

(1) 市からの交付金

(2) 各団体からの協賛金

(3) 協議会の行う事業等の収入

(4) その他の収入

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決によりこれを定める。

2 資産は、現金資産と現物資産とする。

3 現物資産を明らかにするため、購入時の価額が20万円を超える現物資産については財産目録を整備する。

(資産の処分)

第41条 現物資産の内、購入時の価額が20万円を超える現物資産を処分する場合は総会の議決を要する。

(経費の支弁)

第42条 本会の経費は第39条記載の収入をもって支弁する。

(会計)

第43条 収入、支出を明らかにするため、収支に関する帳簿を整備する。

(事業計画及び予算)

第44条 協議会の事業計画及び予算は、会長が作成し、理事会に諮り、総会の議決を経て定める。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、新年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、総会において予算が議決される日までの間、前年度の予算を基準とし、収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 協議会の事業報告・収支決算等に関する書類は、会長が作成し、理事会に諮り、監事の監査を受け、会計年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を受ける。

(会計年度)

第46条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第十章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第47条 この規約を変更する場合は第22条2項に関わらず総会において、代議員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(解散)

第48条 協議会を解散する場合は第22条2項に関わらず、総会において、代議員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(残余財産の処分)

第49条 協議会の解散のときに有する残余財産の処分方法については、第22条2項に関わらず、総会において代議員の4分の3以上の同意を得て、協議会と類似の目的を有する団体等に寄付するものとする。

## 第十一章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第50条 協議会の事務所には、規約、議事録、収支に関する帳簿、財産目録、その他必要な帳簿及び書類を備えておかななくてはならない。

(情報の公開)

第51条 前条に定める帳簿及び書類等は原則全て公開とし、協議会メンバーは閲覧することができる。

(その他)

第52条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は理事会が定

める。

#### 附則

この規約は、平成24年4月22日より施行する。

- 2 協議会の設立初年度の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 3 協議会の設立初年度の会計年度は、第46条の規定にかかわらず設立の日から平成25年3月31日までとする。
- 4 設立総会における代議員については、規約第16条に定める代議員とみなす。
- 5 設立初年度の監事については、第9条第2項の既定にかかわらず設立総会の承認をもって選任できるものとする。
- 6 本規約は平成25年5月19日一部改正し施行する。
- 7 本規約は平成26年5月18日一部改正し施行する。
- 8 本規約は平成27年5月17日一部改正し施行する。
- 9 本規約は平成28年5月15日一部改正し施行する。
- 10 本規約は平成29年5月21日一部改正し施行する。

新千里東町地域自治協議会理事会( 3 月 18 日開催)

団体報告・連絡・依頼事項

提出日	3 月 14 日
団体	公民分館
作成者	寺村
案件名	2017 年度分館委員選出のお願い
内容	<p>2017 年度分館委員(運営・体育・文教)の選出をお願いします。 運営委員の方には同封の第 1 回運営委員会(4 月 22 日)のご案内をお渡しください。 なお、体育委員会及び文教委員会は、7 月 2 日に開催予定です。体育委員及び文教委員の方には別途ご案内します。</p> <p>なお、3 月 26 日 本年度第 3 回の運営委員会を開催します。決算・事業報告を行いますので、運営委員の方の出席をお願いします。</p>
配布物	
提出・問合せ先 東町交流室	TEL/FAX 06-6834-2999 Mail e-kyogikai@dk2.so-net.ne.jp
提出締め切り	理事会開催日の 3 日前まで (定例 水曜日まで)